

## 世界遺産「古都京都の文化財」の推薦書に掲げられる歴史的環境調整区域について

「古都京都の文化財」が世界遺産に登録される前年の平成5年（1993年）に国がユネスコに対して提出した「世界遺産一覧表記載推薦書」において、ユネスコの作業指針に依らず独自に示された区域である。（[図1](#)・[図2](#)のとおり）

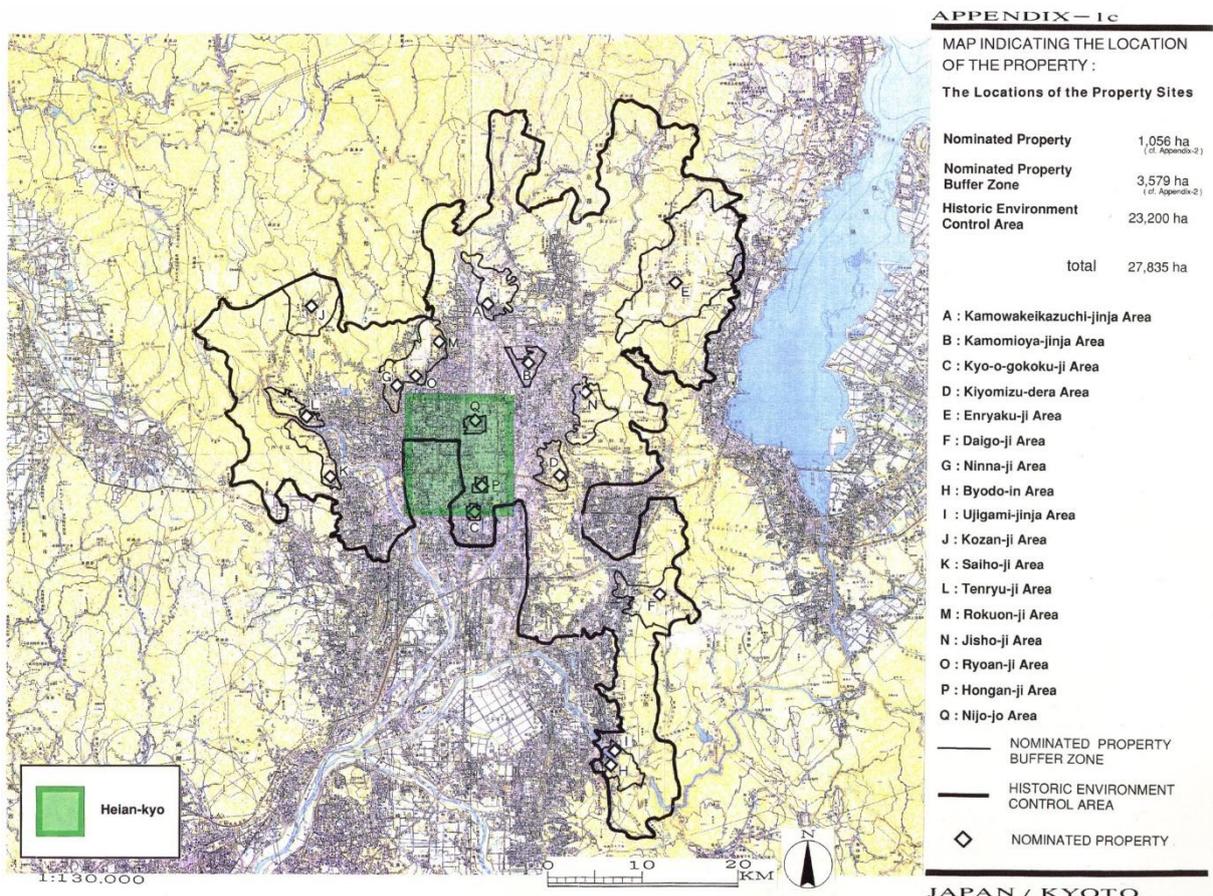
「古都京都の文化財」においては、緩衝地域のみならずその外側にも都市環境・自然環境と歴史的資産の調和とを維持するためのさまざまな規制が実施されていることを示したものである。

### <推薦書における当該区域の説明>

全ての文化資産を包括する形で、三方を取り囲む山々の自然的・歴史的環境の保全、及び、市街地の工作物等の高さ制限等がなされる区域が広範に設定され、京都の歴史的風致景観と都市開発等の調和を図っている。

[図1](#)

※黒線部分が歴史的環境調整区域



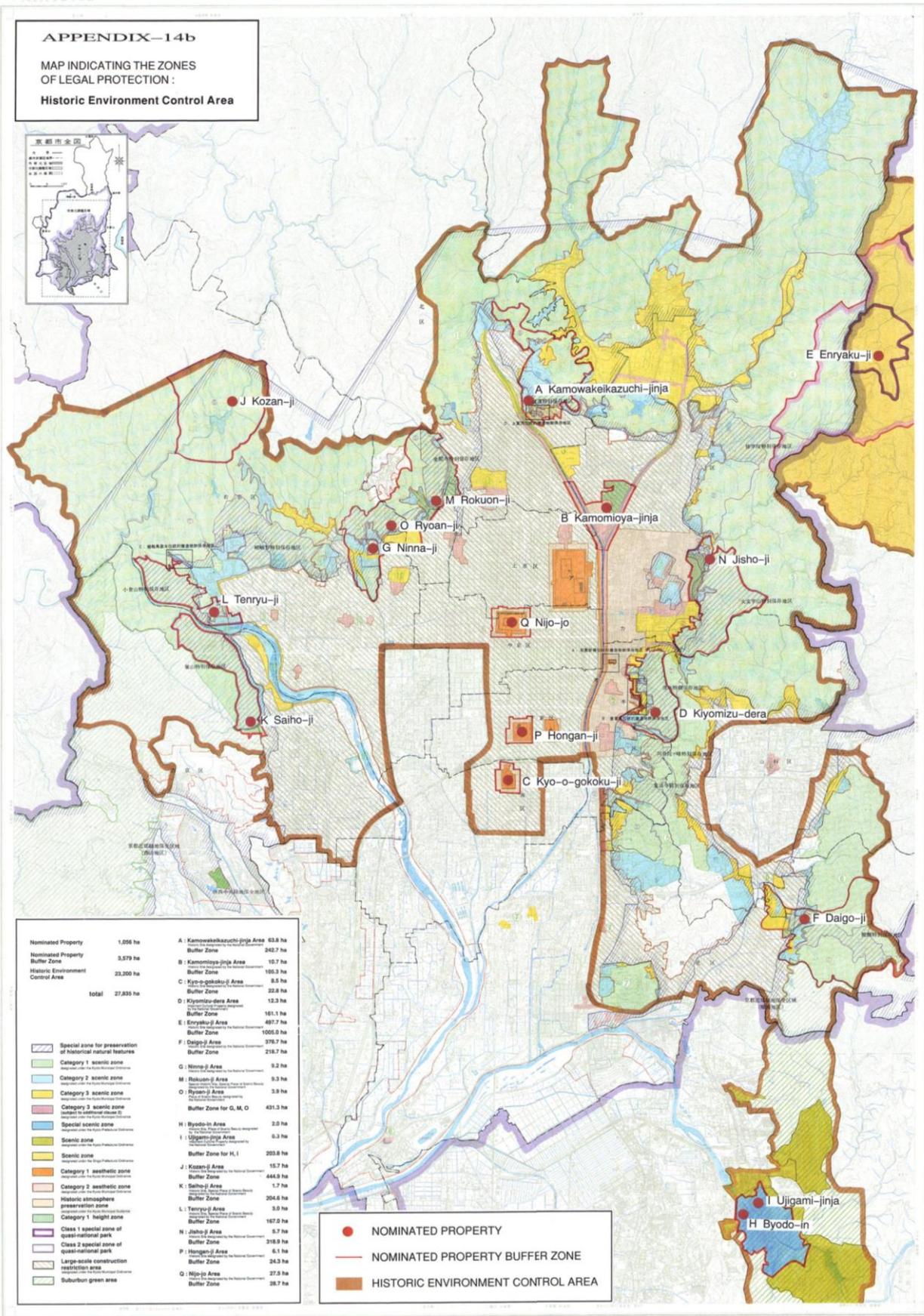


図 3  
登録資産位置図

